

東北支部における2026年度以降の支部運営方針について

1. 経緯

- (1) 2025年10月3日、企画調整委員会「学会運営の将来構想検討WG」(以下、WG)の稻津将主査(北海道大学)より各支部長宛に、WGでの検討内容として本理事会資料1-1「学会運営あり方将来構想WG_支部運営に関する改革協議について」がメールで送付され、10月末日までに各支部にてWGへの意見や質問を取りまとめるよう依頼がなされた。
- (2) 2025年10月31日、東北支部長より稻津主査宛に、東北支部の理事・幹事にメール照会した結果として以下(ア)～(ウ)を回答した。
- (ア) 「学会運営の将来構想検討WG」の提案については、東北支部としては特段意見・質問はなく賛同する。
- (イ) WG提案に沿う形^{※1}で支部の事業をどのように実施していくかについては、今後支部内で検討していく。
- (ウ) ※1: WG提案に沿う形として、東北支部内で承諾が得られた大まかな方向性は、以下イ)～ハ)のとおり。
- イ) 2026年度いっぽいで、仙台管区気象台に支部事務局が置かれている状況を解消する。
- ロ) 理事会をオンライン開催にする。
- ハ) 2026年度について、基準額16万円(支部会員数×1200円、会員数により増減あり)プラス10万円の26万円以内で支部事業のどこを実施しどこを削るか、今後検討していく。

2. 2027年度以降の東北支部事務局のあり方

気象台に支部事務局が置かれている状況をなくし、支部の事業は日本気象学会員(の支部会員)が運営するというWGの推奨した方向性を具体化すると、以下(1)～(4)とすることが考えられるが、いかがか。

- (1) 東北支部は、日本気象学会東北支部会員により運営する。
- (2) 東北支部の事業は、東北支部役員が主体となって実施する。
- (3) 仙台管区気象台職員の人事異動に伴う東北支部役員就任については、これを義務づけない。
- (4) 日本気象学会本部とのやり取りや東北支部としての意志決定は、それらに係る調整も含め東北支部役員が行う。加えて、これまで東北支部事務局が行っていた事務作業についても、本部に集約されるもの及び新たに業者委託する

もの以外は東北支部役員が行うこととし、東北支部事務局を廃止する。

3. 2026 年度の実施事業案および予算配分案について

2026 年度、東北支部は支出を人頭割額 16 万円（基準額、支部会員数×1200 円、会員数により増減あり）+10 万円の 26 万円以内に収めることが求められている。2026 年度について、26 万円以内に収めるために下記(1)～(4)の事業（額は今年度予算額）のどこを実施しどこを削るか、検討する必要がある。

- (1) 支部気象講演会^{※2} 90,000 円（内訳は、講師旅費 40,000 円程度、講師謝礼・会場費・横断幕等が 50,000 円程度）
- (2) 支部気象研究会^{※3} 35,000 円（学生旅費補助。2025 年度は発表賞費 15,000 円程度も合わせた 50,000 円が支部気象研究会予算であったが、発表賞の部分は今後は本部外部委託で支払われることになる）
- (3) 支部だより 100,000 円（ファイルまで作れば本部外部委託で HP アップロード可能だが、原稿集め・体裁整え＆ファイル作成には費用がかかり、その分が 100,000 円程度）
- (4) 気象サイエンスカフェ東北 70,000 円（内訳は、会場費、機器レンタル費、交通費補助、講師謝礼等。年によって様々。）

※2：支部気象講演会とは別に、仙台管区気象台は毎年、そして仙台管内の 5 地方気象台は 6 年に 1 回、防災気象講演会を開催している。それらの講演会の内容は気象・気候であることが多いが、地震・津波・火山になることもある。

※3：2026 年度以降も仙台管区気象台との共催とし、東北支部と仙台管区気象台（窓口は地域防災推進課）が調整しつつ開催する。

日本気象学会東北支部規則

昭和 32. 5. 26	成立
昭和 32. 7. 5	第8. 11条を改正、 第15~19条を追加
昭和 40. 11. 18	第8条を改正
昭和 56. 10. 12	第2条を改正
昭和 60. 3. 19	第9条を改正
平成 2. 6. 21	第8条を改正
平成 6. 2. 28	第8. 9. 12. 14. 18条を改正
平成 9. 6. 3	第2条を改正
平成 22. 6. 11	第8条を改正
平成 25. 6. 20	第1. 2. 18条を改正
平成 27. 3. 12	第18条を改正
平成 28. 2. 29	第13条を改正
令和 5. 7. 4	第13条を改正
令和 6. 6. 25	第8. 10. 11条を改正

- 第1条 本支部は公益社団法人日本気象学会東北支部という。
- 第2条 本支部は事務所を仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号第3合同庁舎、仙台管区気象台内に置く。
- 第3条 本支部は東北6県に在住する全ての日本気象学会員で構成される。
- 第4条 本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行うが、特に支部会員の研究の奨励、推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。
- 第5条 本支部は前条の目的を達成するために、講演会ならびに学術的会合の開催、その他この支部の目的にかなう事業を行う。
- 第6条 本支部の事業年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。
- 第7条 本規則の実行に必要な細則は、支部理事会の決議によって別に定める。
- 第8条 本支部に次の役員を置く。
理事8~11名（支部長1名含む）、会計監査1名。
ただし、任期中に欠員が生じた場合は細則の定めるところによって補充する。
- 第10条 支部長は理事の互選によって理事の中から定める。
- 第11条 支部長はこの支部を代表して会務を総理する。支部長に事故があるとき、または欠けたときは、支部長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。
- 第12条 理事はこの支部の会務を行う。会計監査は支部の会計を監査する。
- 第13条 支部長は必要に応じ、会務の一部を処理するため幹事を置くことができる。
- 第14条 理事および会計監査の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。
理事および会計監査は任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行う。
- 第15条 支部長は毎年1回および必要に応じて理事会を招集する。
- 第16条 理事会は過半数の理事の出席がなければ成立しない。
- 第17条 支部長は次の事項を理事会の承認を得て会員に報告しなければならない。
(1) 事業計画および収支決算
(2) その他理事会において必要と認めた事項
- 第18条 本支部の経費は本部交付金（支部強化基金を含む）と寄付金とする。
- 第19条 この規約は理事の3分の2以上の賛成を得なければ変更することができない。

付則

第20条 この支部の設立当初の役員は設立準備会でこれを選任する。

以上